

※ 予防接種の実施体制の構築について

- 新型インフルエンザ等対策特別措置法では、二つの予防接種（特定接種及び住民接種）が規定されている。
- いずれの接種も、原則として、集団的接種により実施する。
- 予防接種全体のあり方については、発生した新型インフルエンザ等の病原性などの特性を踏まえ、その際の医療提供、国民生活、国民経済の状況に応じて、政府対策本部にて総合的に判断し、決定される。

分 類	根 拠 等	優 先 順 位
特定接種	<ul style="list-style-type: none"> ○ 特措法第28条の規定に基づき、「医療の提供並びに国民生活及び国民経済の安定を確保するため」に行うもの。 ○ 政府対策本部長が緊急の必要があると認めるときに、臨時に行われる予防接種（予防接種法第6条第1項の規定に基づく予防接種） 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 新型インフルエンザ等対策実施上の公益性、公共性を基準として、以下が示されている。 ① 医療関係者 ② 新型インフルエンザ等対策の実施に携わる公務員 ③ 指定公共機関制度を中心とする基準による事業者（介護福祉事業者含む。） ④ それ以外の事業者
住民接種	<ul style="list-style-type: none"> ○ 緊急事態宣言がされている場合 特措法第46条に基づき、予防接種法第6条第1項の規定（臨時の予防接種）による予防接種（接種の勧奨有り・努力義務有り） ○ 緊急事態宣言がされていない場合 予防接種法第6条第3項の規定（新臨時接種）に基づく予防接種（接種の勧奨あり・努力義務なし） 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 以下の4つの群に分類し、状況に応じ国が接種順位を決定する。 ① 医学的ハイリスク者：呼吸器疾患、心臓血管系疾患を有する者等、発症することにより重症化するリスクが高いと考えられる者（基礎疾患を有する者、妊婦） ② 小児（1歳未満の小児の保護者及び身体的な理由により予防接種が受けられない小児の保護者を含む。） ③ 成人、若年者 ④ 高齢者：ウイルスに感染することによって重症化するリスクが高いと考えられる群（65歳以上の者）

予防接種の接種体制等を検討するに当たっての留意事項

特定接種

- 政府行動計画においては、医療の提供又は国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務を行う登録事業者のうち、「特定接種の対象となり得る業種、職務」が示され、平成25年12月、特措法第28条第1項第1号の規定に基づき、厚生労働大臣が定める基準が告示され、具体的な接種対象者が示された。
- 接種体制について、「集団的接種を原則とする。」こととされている。

※ 国は「特定接種に関する実施要領」（医療分野）を定められ、県において「特定接種登録申請書」を受け、集計し、国へ報告されている。具体的な運用については、発生した新型インフルエンザ等の情報、ワクチンの製造、製剤化のスピード、国民から求められるサービス水準等を踏まえ、特定接種の総枠やその対象、順位を基本的対処方針において定められる。

住民接種

- 政府行動計画においては、住民接種の接種順位については、優先接種すべき群を事前に明示した上で、状況に応じ、発生した新型インフルエンザ等の病原性等の情報を踏まえて国が決定することとしている。
- その上で、市町村に対し、速やかにワクチンを接種することができるための体制の構築を図ること。円滑な接種の実施のために、あらかじめ市町村間で広域的な協定を締結するなど、居住する市町村以外の市町村における接種を可能にするよう努める必要があるとされている。

※ 国は、接種体制の具体的なモデルを示すなど、技術的な支援を行うため、平成26年3月に「市町村のための新型インフルエンザ等住民接種に関する集団的予防接種のための手引き（暫定版）」を公表した。

① 特定接種の対象者及び接種体制等

接種対象者

対 象 者	実施主体	備 考
○ 医療提供業務従事者	国	県及び市は、国が実施する登録事業者の登録等に協力
○ 登録事業者（国民生活、国民経済の安定に寄与する業務を行う事業者）	国	
○ 新型インフルエンザ等対策の実施に携わる国家公務員	国	
○ 新型インフルエンザ等対策の実施に携わる地方公務員	県、市	特定接種対象者を把握し、国からの要請時の速やかな接種を準備

接種対象者(地方公務員)の職務等

区 分	特定接種の対象となり得る職務	職 種
区分1	○ 市町村対策本部の意思決定、総合調整等に関する事務 ○ 市町村対策本部の事務 ○ 住民への予防接種 ○ 新型インフルエンザ等対策に必要な市町村の予算の決議、議会への報告、議会の運営	市町村対策本部員 市町村対策本部事務局職員 保健センター職員 市議会議員、市議会関係職員
区分2	○ 消火	消防団員
区分3	○ 民間の登録事業者と同様の業務（火葬・墓地管理業、上水道業、河川管理業、下水道処理施設維持管理業及び下水道管路施設維持管理業）	それぞれの業務に従事する職員

※ 区分1, 2, 3における区分、職務については、「予防接種に関するガイドライン」における、「特定接種の対象となり得る業種・職務について」抜粋

接種体制

対 象 者	接種体制（集団的接種を原則として、速やかに接種できるよう接種体制を構築）
○ 医療従事者	勤務する医療機関で実施
○ 登録事業者	企業内診療所又は地域の医療機関の協力を得て実施 事業者団体ごとの集団的接種により実施
○ 国家公務員	所属機関で実施
○ 地方公務員（市職員）	所属機関で実施

② 住民接種の接種順位の基本的考え方（政府行動計画）

1 重症化、死亡を可能な限り抑えることに重点を置いた考え方

- 成人、若年者に重症者が多い場合 ①医学的ハイリスク者 ②成人、若年者 ③小児 ④高齢者 の順
- 高齢者に重症者が多い場合 ①医学的ハイリスク者 ②高齢者 ③小児 ④成人、若年者 の順
- 小児に重症者が多い場合 ①医学的ハイリスク者 ②小児 ③高齢者 ④成人、若年者 の順

2 わが国の将来を守ることに重点を置いた考え方

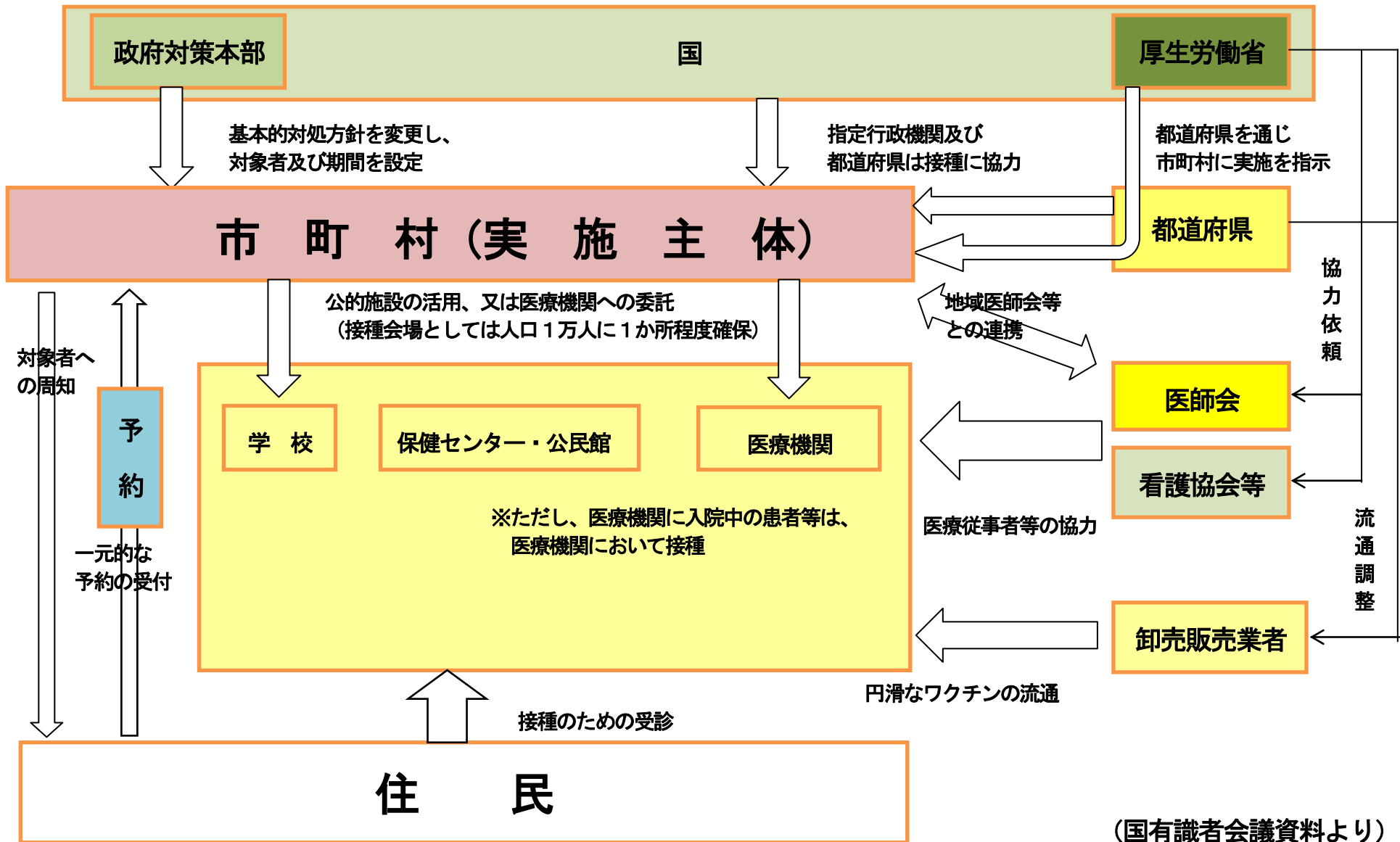
- 成人、若年者に重症者が多い場合 ①小児 ②医学的ハイリスク者 ③成人、若年者 ④高齢者 の順
- 高齢者に重症者が多い場合 ①小児 ②医学的ハイリスク者 ③高齢者 ④成人、若年者 の順

3 重症化、死亡を可能な限り抑えることに重点を置きつつ、あわせて我が国の将来を守ることに重点を置く考え方

- 成人、若年者に重症者が多い場合 ①医学的ハイリスク者 ②小児 ③成人、若年者 ④高齢者 の順
- 高齢者に重症者が多い場合 ①医学的ハイリスク者 ②小児 ③高齢者 ④成人、若年者 の順

接種順位は、発生した新型インフルエンザ等に関する情報を踏まえ、政府対策本部が決定する。

(参考) 住民に対する予防接種の接種体制の概要



※ 「市町村のための新型インフルエンザ等住民接種に関する集団的予防接種のための手引き（暫定版）」について

① 住民接種の方法について

基本的考え方

- 住民接種は、原則として集団的接種により実施する。
現時点では、多くの場合、10ml等のマルチバイアルによってワクチンが供給されることが想定されているため、原則として100人以上を単位として接種体制を構築する。
- 集団的接種には、「地域集団接種」及び「施設集団接種」の2種類があり、市町村により、活用する施設集団について検討する。

区 分	概 要	実 施 場 所 (例)
地域集団接種	接種会場に接種対象者を参集させて実施するもの。	公民館、体育館、集会所、市民会館等
施設集団接種	学校、医療機関、社会福祉施設等において、学生、入院患者、入所者等の既に形成されている集団を活用して実施するもの。	医療機関、介護保険施設、グループホーム、有料老人ホーム、障害者支援施設、小中学校、保育所、通所施設等

- 上記以外に、在宅療養を受療中の患者など地域集団接種では対応困難な者に、医療従事者が戸別訪問して実施する場合も考えられる。(地域訪問接種)

② 対象者について

基本的考え方

- 住民接種の対象者については、当該市町村の区域内に居住する者、即ち、住民基本台帳に登録されている者を基本とする。
- それに加えて、以下の者については住民接種の接種対象とすべきである。
 - ① 長期入院・入所者
 - ② 里帰り分娩の妊産婦及び同様の小児
 - ③ その他市町村が認める者
- 接種費用の市町村負担分については、特措法及び予防接種法の規定に基づき、住民基本台帳に登録がある住民に加え、上記①～③の対象者についても、接種を実施した市町村が支弁すべきである。
- 健康被害救済については、予防接種法第15条の規定に基づき、住民基本台帳への登録がある市町村が給付を行うことが適切である。

③ 対象者別の接種方法に関する基本的考え方について〈国と草津市（案）と対比表〉

接種対象者	接種方法	
	国の基本的考え方	草津市の基本的考え方（案）
基礎疾患を有する者	原則、地域集団接種	通院中の医療機関において個別接種
妊婦	原則、地域集団接種	通院中の医療機関において個別接種
未就学児	原則、地域集団接種 なお、幼稚園や保育所については、集団接種とすることも可能	各幼稚園、保育所において施設集団接種 ※未就園児においては地域集団接種
小中学生	原則、施設集団接種	各学校施設において施設集団接種
高校生	原則、地域集団接種	各地域（小・中学校）において地域集団接種
専門学校生・大学生	原則、地域集団接種	各地域（小・中学校）において地域集団接種
一般成人	原則、地域集団接種	各地域（小・中学校）において地域集団接種

注) 基礎疾患を有する者や妊婦は、実施市町村の判断により通院中の医療機関で接種することもあり得る。

接種対象者	接種方法	
	国の基本的考え方	草津市の基本的考え方（案）
高齢者	原則、地域集団接種 高齢者介護施設の入所者は、施設集団接種 (短期入所の場合は、退所後に地域集団接種もしくは地域訪問接種)	通常は各地域（小・中学校）において地域集団接種 基礎疾患を有する者は、通院中の医療機関において個別接種 高齢者介護施設の入所者は、各入所施設において施設集団接種 (短期入所の場合は、退所後に各地域（小・中学校）において地域集団接種もしくは市が行う地域訪問接種)
障害者	在宅生活者は、地域集団接種 (移動が困難な場合、地域訪問接種) 障害者施設入所者は、施設集団接種 (短期の入所者の場合は、退所後に地域集団接種もしくは地域訪問接種)	在宅生活者は、各地域（小・中学校）において地域集団接種 (移動が困難な場合、市が行う地域訪問接種) 障害者施設入所者は、各入所施設において施設集団接種 (短期の入所者の場合は、退所後に各地域（小・中学校）において地域集団接種もしくは市が行う地域訪問接種)

※ 長期とは概ね90日以上入院・入所が見込まれる場合を言い、短期とは概ね90日未満と見込まれる場合を言う。

接種対象者	接種方法	
	国の基本的考え方	草津市の基本的考え方（案）
在宅療養を受療中の患者	移動が困難な場合、地域訪問接種 移動可能な場合、地域集団接種	療養を担当する医療機関等において個別接種
入院患者及び入所者	長期入院・入所の場合、施設集団接種 短期の入院・入所の場合、退院・退所後に地域集団接種	長期入院・入所の場合、各入院・入所施設において施設 集団接種短期の入院・入所の場合、退院・退所後に各 地域（小・中学校）において地域集団接種
通所サービス利用者等	原則、地域集団接種 移動が困難な者等が多い通所施設については、施設 集団接種とすることも可能	通常は各地域（小・中学校）において地域集団接種 移動が困難な者等が多い通所施設については、各通所施設に おいて施設集団接種

※ 長期とは概ね90日以上入院・入所が見込まれる場合を言い、短期とは概ね90日未満と見込まれる場合を言う。

④ 対象者への周知について

基本的考え方

- 対象となる全ての住民に対して、効率的かつ効果的に適切な時期に周知を図るため、各市町村が地域の実情に合わせて媒体や周知方法を工夫する。
- 対象となる住民一人ひとりへの個別通知を发出することが望ましいが、転居等により通知が届かないなどの限界があるので、ホームページや広報紙、自治会の回覧板、テレビ・ラジオ、広報車などを用いた集団を対象とした周知方法についても検討する。
- 市町村は、国の基本的対処方針による接種順位等を踏まえて、供給量に対応した具体的な接種計画を立案し、接種日、接種場所を検討する必要がある。
特に発生初期には接種対象者数に対してワクチンが十分に行き渡らない場合を想定し、混乱なく円滑な接種が行えるよう、あらかじめ十分な検討を行うことが必要である。
- また、新型インフルエンザ等対策としては、ワクチン接種が唯一の対策ではないこと、個人の感染予防対策を確実に行うことが大切なことを繰り返し周知し、パニックを防ぐことが重要である。

⑤ 接種場所について

基本的考え方

- 市町村は、接種の実施に当たり、国及び都道府県と連携して、保健所・保健センター・学校など公的な施設を活用するなどにより接種会場を確保する。
- 保健センターや学校など医療機関以外で住民接種を実施する際の手続きとしては、1) 診療所開設の届出を行い実施する方法、2) 巡回診療として届出を行い実施する方法がある。

⑥ 接種の実施について

基本的考え方

- 医師、保健師・看護師、事務職等で構成される接種実施チームを編成し、対象者数に応じた接種チームを確保し派遣する。

取組みの具体例

- 医療従事者の確保に関しては、予診・接種に関わる者として、予診を担当する医師1名、接種を担当する看護師1名、薬液充填及び接種補助を担当する看護師・薬剤師1名を1チームとする。
- ※ 小児等が対象者の場合、接種補助を増員する場合もある。
- 各会場ごとに、接種後の状態観察を担当する看護師等1名を置く。
- 事務職に関しては、会場ごとに、受付・記録、誘導・案内、予診票確認、予防接種済証発行などの業務を担当することが考えられる。
- 上記を踏まえ、2列体制で接種を行う場合、予診から接種までの時間を2.0分、実施時間を7時間とすると、1日当たり420人
(60分×7時間÷2.0分×2列=420人)